

神奈川県後期高齢者医療広域連合公告第22号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第20条第1項の規定に基づき、次のとおり神奈川県後期高齢者医療広域連合が交付した被保険者証の更新を行います。

令和4年8月10日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上地 克



1 被保険者証の更新期日

令和4年10月1日

2 被保険者証の更新時期

令和4年8月29日から同年9月30日まで

3 被保険者証の更新方法

令和4年8月29日から同年9月30日までの間に郵送又は神奈川県内市区町村後期高齢者医療担当での交付により行います。

4 被保険者証の効力

現後期高齢者医療被保険者証は令和4年9月30日限りで無効とし、新後期高齢者医療被保険者証は交付の日から令和6年7月31日まで有効とします。